

佐賀県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十一月九日から平成二十四年十二月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀外環状線	小城市三日月町織島字一丁原六割三 一四六番二地先から 佐賀市大和町大字東山田字一本松三 五九三番一地先まで	平成二四・一一・九